

川根本町の人事行政の運営等の状況について

「川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定により、以下のとおり公表します。

1 任免及び職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成28年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	2	▲1	人員配置の見直しによるもの
		総 務	35	37	2	組織改正に伴うもの
		税 務	7	6	▲1	組織改正に伴うもの
		民 生	32	32	0	
		衛 生	11	14	3	組織改正に伴うもの
		農 林 水 産	16	15	▲1	組織改正に伴うもの
		商 工	8	7	▲1	組織改正に伴うもの
		土 木	6	5	▲1	組織改正に伴うもの
		計	118 [142]	118 [142]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 164.23人
		教育部門	23	23	0	
	消防部門	0	0			
	小 計	141	141	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 196.24人	
公 営 企 業 等	水 道	3	2	▲1	組織改正に伴うもの	
	そ の 他	8	8	0		
	小 計	11	11	0		
合 計		152 [170]	151 [170]	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 210.16人	

※1 職員数は一般職に属する職員数である。

※2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 採用の状況

大学卒	短大卒	高校卒	再任用※	計
2人	0人	3人	4人	9人

平成28年4月2日から平成29年4月1日までに採用した者。

※再任用は、上記期間に新たに再任用職員となった者をいう。

## (3) 退職の状況

定年退職	応募認定退職	普通退職	再任用満了※	計
6人	0人	5人	0人	11人

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに退職した者。

※再任用満了は引き続き再任用職員として勤務しない者をいう。

## 2 人事評価の状況

### (1) 評価の種類

業績評価	被評価者の業績（成果）を「職務目標の達成度」や「仕事の評価」により評価。
能力・ 態度評価	職務目標への取り組み過程を職位、職種により「組織マネジメント」「業務マネジメント」として評価。 その他被評価者の職位や職種に必要な職務遂行能力を評価。

### (2) 評価の方法

各職員が自己評価を実施した後、一次評価者が面談を実施し一次評価を行う。その後二次評価者による二次評価、調整評価者による調整評価を経て決定する。

## 3 給与の状況

### (1) 人件費の状況（平成28年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
5,984,820千円	1,127,991千円	18.8%

(2) 職員給与費の状況 (平成 28 年度普通会計決算)

職員数 (人) A	職員給与費				一人当たり給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
141 人	485,648 千円	100,645 千円	165,554 千円	751,847 千円	5,332 千円

※職員手当には退職手当を含まない。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況  
(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	307,000 円	360,546 円	42.3 歳
技能労務職	246,100 円	262,388 円	55.2 歳

※平均給与月額とは、給料及び職員手当 (扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当等) の合計である。

(4) 初任給の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分		川根本町	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	178,200 円
	短大卒	158,800 円	—
	高校卒	146,100 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	—
	中学卒	127,900 円	—

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	主事、主事補、保育士、保健師、管理栄養士、看護師の職務	16	15.8
2 級	主査、保育士、保健師、看護師の職務	8	7.9
3 級	主幹、主任主査、主任保育士、保健師、看護師の職務	35	34.7
4 級	室長、館長、統括保育士、農林業センターの場長の職務	23	22.8
5 級	室長、課長補佐、保育園の園長、学校給食共同調理場の所長の職務	6	5.9
6 級	課長、会計管理者、議会事務局長の職務	13	12.9
合計		101	100

※1 「職員の給与に関する条例」に基づく一般行政職給料表の級区分による職員数である。

※2 「職務内容」とは、それぞれの級に該当する職務である。

(6) 職員に対する手当の状況

① 期末・勤勉手当の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	川根本町			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225	0.85	2.075	1.225	0.85	2.075
12 月期	1.375	0.85	2.225	1.375	0.85	2.225
計	2.60	1.70	4.30	2.60	1.70	4.30

②退職手当の状況（平成29年4月1日現在）

区分	川根本町		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445	25.55625	20.445	25.55625
勤続30年	36.105	42.4125	36.105	42.4125
勤続35年	41.325	49.59	41.325	49.59
最高限度額	49.59	49.59	49.59	49.59
1人当たりの平均支給額	4,461千円	20,772千円	—	—

※1人当たりの平均支給額とは、平成28年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額をいう。

③特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

手当の名称	支給単価
徴税手当	1日 300円
感染症予防作業手当	1回 500円
霊柩車運転手当	1件 1,500円
火葬等取扱作業手当	1件 3,000円
行旅病死取扱作業手当	病人 1件1,000円 病死取扱 1件5,000円
労務作業手当	1日 300円

④時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	19,605千円
職員一人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	193千円
支給実績（平成27年度決算）	23,036千円
職員一人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	212千円

⑤扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 29 年 4 月 1 日）

	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度
扶養手当	配偶者 10,000 円 子 8,000 円 父母等 6,500 円 1 人（配偶者無し）子 10,000 円 1 人（配偶者無し）父母等 9,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ	
住居手当	借家・借間（家賃 12,000 円超） 家賃 23,000 円以下 家賃額－12,000 円 家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満 （家賃額－23,000 円）×1/2+11,000 円 家賃 55,000 円以上 27,000 円	同じ	
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等相当額が 51,000 円以下については運賃等相当額  自動車等使用者 片道 5km まで 2,000 円 片道 10km まで 4,200 円 片道 15km まで 7,100 円 片道 20km まで 10,000 円 片道 25km まで 12,900 円 片道 30km まで 15,800 円 片道 35km まで 18,700 円 片道 40km まで 21,600 円 片道 45km まで 24,400 円 片道 50km まで 26,200 円 片道 55km まで 28,000 円 片道 60km まで 29,800 円 片道 60km～ 31,600 円	異なる	運賃等相当額 55,000 円以下は運賃等相当額

管理職手当	課長相当の職 給料月額の 15%	—	—
	課長補佐相当の職 給料月額の 13%		
	主幹相当の職 給料月額の 11%		

(7) 特別職等の給与等の状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

	給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合
町長	700,000 円	6 月期 2.075 月分 12 月期 2.225 月分 合計 4.30 月分
副町長	546,000 円	
教育長	508,000 円	
議長	285,000 円	6 月期 1.575 月分 12 月期 1.725 月分 合計 3.30 月分
副議長	210,000 円	
議員	190,000 円	

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 15 分	17 時 00 分	12 時 00 分 ～ 13 時 00 分

(2) 年次有給休暇の取得状況 (平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
5,339 日	1,289.538 日	140 人	9.21 日	24.2%

※新規採用職員、育休取得者等、年を通じて在職でない職員を除く

年次有給休暇は、1 年につき 20 日付与され、当該年度の残日数は、20 日を限度に繰り越すことができる。

(3) その他休暇の導入状況

休暇の種類	内容
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限度必要と認められる期間で、原則として90日以内。
特別休暇（主なもの）	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、被災、生理、妊婦の健康診査 等
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷や疾病等により日常生活を営むのに支障のあるものの介護をする場合、2週間以上6箇月以内で必要と認められる期間（無給）

※取得要件は、「川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

5 休業に関する状況

育児休業の取得者数（平成28年度）

区分	男性	女性
新たに取得した者	0人	0人
前年度から引き続けている者	0人	1人
合計	0人	1人

6 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況（平成28年度）

免職	休職	降任	降給	合計
人	2人	人	人	2人

※分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に本人の意に反して行う処分をいう。

(2) 懲戒処分状況（平成28年度）

免職	休職	降任	降給	合計
人	人	人	人	0人

※懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分をいう。



## 7 サービスの状況

### (1) 職務専念義務の免除（平成 28 年度）

	概 要
免除される 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を受ける場合</li> <li>・厚生に関する計画の実施に参加する場合</li> <li>・地方公務員法第 55 条第 8 項の規定に基づき、 適法な交渉を行う場合</li> <li>・その他任命権者が定める場合</li> </ul>

※「川根本町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により定められている。

### (2) 兼職・兼業の許可件数（平成 28 年度）

許可件数	主な許可事例
33 件	本業に影響しない程度の農業、統計等の調査員

※地方公務員法第 38 条第 1 項に基づく許可。

## 8 退職管理の状況

平成 28 年 4 月 1 日に施行された地方公務員法の一部改正により、元職員による現職職員への働きかけが規制されることとなり、本町においても「川根本町職員の退職管理に関する規則」を制定し、関係規定に基づき、適正な退職管理を実施している。

## 9 研修の状況

区分	研修数	受講人数 (延べ人数)	内容
自主研修	9	457	新規採用職員研修、例規システム研修、地方創生・行政改革に関する研修 等
県委託研修	22	26	政策形成能力向上講座、行政マーケティング戦略講座、ワークショップ講座 等
市町職員広域研修	16	24	地方自治法研修、地方公務員法研修、民法研修、行政法研修 等

## 10 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断の実施状況（平成 28 年度）

区分		人数
定期健康診断	対象人員	156 人
	受診人員	145 人
	受診率	92.9%
胸部レントゲン	対象人員	156 人
	受診人員	144 人
	受診率	92.3%
胃部レントゲン (40 歳以上)	対象人員	102 人
	受診人員	54 人
	受診率	52.9%

※胃部レントゲンは 40 歳未満希望者も受診可能

### (2) 公務災害等の認定状況（平成 28 年度）

区分		件数
認定	公務災害	件
	通勤災害	件
	計	0 件

### (3) その他の主な福利厚生事業の概要（平成 28 年度）

概 要
<p>&lt;被服の貸与&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対し、事務服、防寒着、安全靴等を貸与している。</li> </ul> <p>&lt;川根本町職員互助会の事業（主なもの）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ大会やハイキングなど各種レクリエーション事業の実施。</li> <li>・視察研修や文化鑑賞、人間ドック受診に対する助成の実施。</li> </ul> <p>※職員の会費（給料月額<math>\frac{7}{1,000}</math>）及び町からの補助金で事業を実施。</p>

＜静岡県市町村職員共済組合の事業（主なもの）＞

- ・組合員や被扶養者の病気・負傷・出産・死亡・災害等の給付に関する短期給付事業
- ・組合員やその遺族に対する厚生年金保険給付及び年金払い退職給付に関する長期給付事業
- ・組合員や被扶養者の病気の予防と、健康増進のための保健事業等に関する福祉事業

※組合員の掛金及び構成市町等からの負担金を財源に事業を実施。